

ふくしま

オーガニック通信

～ 令和8年度 第1号 ～



タマネギ栽培試験の様子

令和8年5月21日発行
農業総合センター有機農業推進室

有機農業推進室の
ホームページを
大幅リニューアル!



【編集・発行】福島県農業総合センター有機農業推進室

福島県郡山市日和田町高倉字下中道 116 番地

TEL: 024-958-1711 FAX: 024-958-1730

Email: yuuki_otasuke_soudan@pref.fukushima.lg.jp



有機農業推進担当職員を紹介します

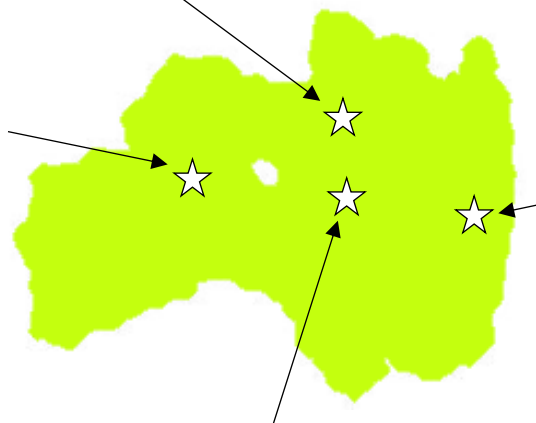
【農業総合センター有機農業推進室】

令和8年度の本県有機農業の推進体制をお知らせします。

今年度も一層力を入れて、本県の有機農業の取組を推進して参りますので、よろしくお願ひします。

環境保全農業課 (有機農業担当)	主任主査 桑名	新主査 菅野	副主査 大竹
	主事 草野	新技師 加茂	

会津農林事務所農業振興普及部
主任主査 新野 会津普及



相双農林事務所双葉農業普及所
新主査 菅野 浜通り普及

農業総合センター 有機農業推進室	室長 田口	主任主査 木幡 中通り普及(園芸)	新主査 横尾 中通り普及(作物)
	主任研究員 横田 試験研究	新専門員 大竹 試験研究	専門員 根本 試験研究

～補助事業紹介～

有機農業関連の補助事業について

【環境保全農業課】

環境保全農業課では、以下の事業を設けています。活用要望がございましたら、6月3日までに、お住まいの地域を所管する農林事務所農業振興課までご連絡ください。

1 環境にやさしい農業拡大推進事業

(1) 有機JAS認証等拡大支援事業

有機JAS認証に係る経費等を支援します。

事業主体: 農業者等(小分け認証は県内事業者)

補助率: 新規認証3/4以内、継続認証1/2以内

小分け認証(新規)定額(上限30万円)、施設整備1/2以内(上限200万円)



環境にやさしい農業
拡大推進事業

(2) 有機農産物等の供給体制の整備

有機農産物の生産・出荷に必要な施設・機械の導入経費を支援します。

事業主体: 農業者組織等(有機農業者等2戸以上)

補助率: 1/2以内(上限1,000万円)

2 みんなでチャレンジ!環境保全型農業拡大事業

(1) 環境保全型農業チャレンジ!事業

有機栽培、特別栽培の拡大、新規取組に必要な経費を支援します。

事業主体: JA部会、生産者組織 等

補助率: 有機栽培は1団体当たり、[参加人数]×[単価10万円/人]

特別栽培は1団体当たり、[取組面積(拡大分)]×[単価5千円/10a]

補助上限は100万円/団体

(2) 環境保全型農業サポート体制整備事業

耕畜連携、Jクレジット等の地域ぐるみの環境保全型農業のモデルとなる活動のソフト及びハード事業を支援します。

事業主体: 市町村、農業団体 等

補助率: 定額(機械導入・リースは1/2以内)(上限300万円)

(3) 特別栽培農産物販売強化支援事業

県産特別栽培農産物の取組拡大を図るため、特別栽培農産物のブランディングや新たな商品開発、販路拡大に係る経費を支援します。

事業主体: 特別栽培農産物の販売拡大に取り組む団体等

補助率: 定額(上限100万円)



みんなでチャレンジ!
環境保全型農業拡大事業

【問い合わせ先】

県北農林事務所 : 024 - 521 - 2604

相双農林事務所 : 0244 - 26 - 1147

県中農林事務所 : 024 - 935 - 1307

いわき農林事務所 : 0246 - 24 - 6160

県南農林事務所 : 0248 - 23 - 1555

農業総合センター有機農業推進室 : 024 - 958 - 1711

会津農林事務所 : 0242 - 29 - 5302

農林水産部環境保全農業課 : 024 - 521 - 7453

南会津農林事務所 : 0241 - 62 - 5253

「環境保全型農業直接支払交付金」について

【環境保全農業課】

本制度は、地球温暖化防止や生物多様性保全に効果の高い営農活動（有機農業等）を支援するものです。

1 対象活動

令和8年度の支援対象となる有機農業の活動概要は以下のとおりです。

対象取組	主な支援要件の概要	対象作物 ※1	10aあたりの 交付単価
有機農業	○主作物の生産において、化学肥料・化学農薬を使用していないこと。 ○炭素貯留効果の高い取組を実施すること。 ○水稻が主作物の場合、メタン排出削減対策を実施すること。	そば等雑穀、 飼料作物以外	16,000 円
	○主作物の生産において、化学肥料・化学農薬を使用していないこと。		14,000 円
		そば等雑穀、飼 料作物	3,000 円

※1 対象作物は「福島県慣行使用基準」に記載のある作物です。

※2 上記は概要です。対象となる活動の詳細は農林水産省のホームページ等もご覧ください。

2 申請及び交付

- ・申請は、原則「農業者が組織する団体」となります。
 - ・交付金は、市町村から、農業者が組織する団体に一本化して支払われます。
- 【国 → 県 → 市町村 → 農業者の組織する団体（→農業者）】
- ・詳細は、農地が所在する市町村へお問い合わせください。



福島県慣行使用基準



「環境保全型農業直接
支払交付金」について

3 支援要件について

支援の対象となるには、次の要件を満たす必要があります。

- ①主作物について販売することを目的に生産を行っていること。
- ②「みどりチェック」チェックシートの各取組にチェックした上で、提出すること。
- ③自然環境の保全に寄与する農業の生産方式を導入した農業生産活動の実施を推進するための活動を1つ以上実施すること。

【問い合わせ先】

県 北農林事務所 :024 - 521 - 2604 相 双農林事務所:0244 - 26 - 1147
 県 中農林事務所 :024 - 935 - 1307 いわき農林事務所:0246 - 24 - 6160
 県 南農林事務所 :0248 - 23 - 1555 農業総合センター有機農業推進室:024 - 958 - 1711
 会 津農林事務所 :0242 - 29 - 5302 農林水産部環境保全農業課:024 - 521 - 7453
 南会津農林事務所:0241 - 62 - 5253